書面審議による会議について

（大阪府農業振興地域整備審議会）

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、また、審議会の議案と関連する他の手続きの進捗と、大きな乖離のないように審議する必要があることから、書面審議による会議とすることとした。

　審議会規則には書面審議について明記されていないため、審議会規則第十条「この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。」を適用し、会長が書面審議により会議を開催することを定め、その旨を開催通知で各委員に周知することにより、書面審議を適正に開催された会議とみなす。

【具体的な審議の進め方】

会長が書面審議により開催することを定め、各委員に周知

↓

議案について知事から審議会に諮問

↓

各委員に議案を送付し、書面による審議の上、意見を回答

↓

各委員からの意見を集約し、それに対する意見を各委員から聴取

↓

特に疑義のない場合は、集約した意見により審議会から知事に答申